

「道の駅」と大学との連携企画に関する基本協定

「道の駅」許田、ゆいゆい国頭、おおぎみ、ぎのざ(以下「各道の駅」という。)と公立大学法人名桜大学(以下「大学」という。)と沖縄総合事務局北部国道事務所(以下「国道事務所」という。)は、「道の駅」と大学との連携企画(観光プラン作成、土産品開発等)(以下「連携企画」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本連携企画は各道の駅と大学が、互いのニーズに合致する新たな付加価値を創出する企画・立案等を行うものであり、将来の地域活性化の担い手となる学生に学習の場を提供するとともに、各道の駅が地域活性化の拠点を目指して発展していくことを目的とする。

(連携企画に係る基本的役割等)

第2条 各道の駅と学生は、企画・立案に必要な基礎資料を基に連携企画について検討し、大学等の協力・支援等を得て実施する。

2 大学は、連携企画に参加する学生に対し、実施期間中の遵守事項を周知するとともに、連携企画を円滑に進めるため、必要な指導・監督を行う。

3 国道事務所は、各道の駅と大学との調整を支援するとともに、必要に応じて連携企画の支援を行う。

(諸条件)

第3条 連携企画の実施にあたって、必要な事項は各道の駅、大学が協議の上別途定めるものとし、結果について国道事務所へ報告する。

(協議)

第4条 本協定に定めがない事項又は本協定に疑義が生じた事項については、各道の駅と大学、国道事務所が協議の上決定するものとする。

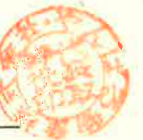
(期間)

第5条 協定の期間は本協定の締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、各道の駅、大学、国道事務所のいずれからも申し出がない場合は、引き続き同一条件をもって協定したものとする。その際の期間は毎年3月31日とする。


本協定の証として、本書6通を作成し、各道の駅、大学、国道事務所押印の上、各自1通を保有する。

平成28年6月17日


「道の駅」許田
やんばる物産株式会社 代表取締役社長

比嘉幹弘 


「道の駅」ゆいゆい国頭
国頭村観光物産株式会社 代表取締役

金城茂 

「道の駅」おおぎみ
大宜味村長

宮城功光 


「道の駅」ぎのざ
宜野座村長

宮真海 

公立大学法人 名桜大学長

山里勝己 

沖縄総合事務局北部国道事務所長

喜舎場正秀 

「道の駅」と大学との連携企画に関する基本協定

「道の駅」許田、ゆいゆい国頭、おおぎみ、ぎのざ、サンライズひがし、やんばるパイナップルの丘安波(以下「各道の駅」という。)と公立大学法人名桜大学(以下「大学」という。)と沖縄総合事務局北部国道事務所(以下「国道事務所」という。)は、「道の駅」と大学との連携企画(観光プラン作成、土産品開発等)(以下「連携企画」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本連携企画は各道の駅と大学が、互いのニーズに合致する新たな付加価値を創出する企画・立案等を行うものであり、将来の地域活性化の担い手となる学生に学習の場を提供するとともに、各道の駅が地域活性化の拠点を目指して発展していくことを目的とする。

(連携企画に係る基本的役割等)

第2条 各道の駅と学生は、企画立案に必要な基礎資料を基に連携企画について検討し、大学等の協力・支援等を得て実施する。

- 2 大学は、連携企画に参加する学生に対し、実施期間中の遵守事項を周知するとともに、連携企画を円滑に進めるため、必要な指導・監督を行う。
- 3 国道事務所は、各道の駅と大学との調整を支援するとともに、必要に応じて連携企画の支援を行う。

(諸条件)

第3条 連携企画の実施にあたって、必要な事項は各道の駅、大学が協議の上別途定めるものとし、結果について、国道事務所へ報告する。

(協議)

第4条 本協定に定めがない事項又は本協定に疑義が生じた事項については、各道の駅と大学、国道事務所が協議の上決定するものとする。

(期間)

第5条 協定の期間は本協定の締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、各道の駅、大学、国道事務所のいずれからも申し出がない場合は、引き続き同一条件をもって協定したものとする。その際の期間は毎年3月31日とする。

本協定の証として、本書7通を作成し、各道の駅、大学、国道事務所押印の上、各自1通を保有する。

平成28年6月17日

付則 令和4年12月13日

基本協定 第4条 の協議により下記のとおりとする。

- ・基本協定前文に「サンライズひがし、やんばるパイナップルの丘安波」を追記。
- ・平成28年6月29日付、「道の駅」ゆいゆい国頭の設置者を国頭村長に変更。
- ・「道の駅」ゆいゆい国頭下段に「道の駅」やんばるパイナップルの丘安波を追記。
- ・「道の駅」サンライズひがし、東村長 を追記。
- ・基本協定末文の「6通」を「7通」に変更。

「道の駅」 サンライズひがし
東村長

当山全伸
沖縄県 国頭郡 東村長

令和4年12月13日

「道の駅」 許田
やんばる物産株式会社 代表取締役社長

城間 秀幸

「道の駅」 ゆいゆい国頭
「道の駅」 やんばるパイナップルの丘安波
国頭村長

知花 靖

「道の駅」 おおぎみ
大宜味村長

友寄 景善

「道の駅」 ぎのざ
宜野座村長

当真 淳

「道の駅」 サンライズひがし
東村長

当山 全伸

公立大学法人 名桜大学長

砂川 昌範

沖縄総合事務局北部国道事務所長

大城 照彦